阿賀野市告示第１９２号

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１１月５日

阿賀野市長　加　藤　博　幸

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、児童が農林漁業体験を通じて、食の大切さとそれを支える地域に根ざした農に対する理解を深め、働くことの喜びを認識するとともに、豊かな人間性や社会性等の生きる力を育むことを目的として交付する阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、阿賀野市補助金等交付規則（平成１６年阿賀野市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付を受ける団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内の小学校とする。

（補助対象取組）

第３条　補助金交付の対象となる取組（以下「補助対象取組」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　田植え、稲刈りなどの稲作体験

（２）　野菜又は果樹の栽培などの畑作体験

（３）　動物の飼育、搾乳、牛への給餌などの酪農・畜産体験

（４）　学校花壇等の花栽培、植樹、里山整備などの林業体験

（５）　稚魚の放流、河川清掃などの漁業体験

（６）　その他生きる力を育む農林漁業体験

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する取組に要するもののうち別表に定める経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する経費の額とし、１校につき８０，０００円を上限とする。ただし、別表に規定するほ場の管理者に対する謝礼が発生しない場合は、１校につき５５，０００円を上限とする。

２　別表に規定するほ場の管理者に対する謝礼を支払う場合において、前項本文に規定する補助金のうち補助対象取組で使用するほ場の管理者に対する

謝礼は２５，０００円とし、補助対象団体から管理者に支払うものとする。ただし、複数の補助対象団体で同じほ場を利用する場合は、代表する１つの団体がほ場の管理者に対し謝礼を支払うものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請に係る書類の提出を受けたときは、これを審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象取組の変更等）

第８条　前条による補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金変更申請書（第３号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象取組に要する経費の総額３０パーセントを超えない減額及び事業内容の軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項に規定する変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の内容の変更又は中止を決定し、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金変更承認・不承認決定通知書（第４号様式）により補助団体に通知するものとする。

（概算払）

第９条　市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

２　補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）で前項により概算払を受けようとする者は、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付請求書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項による請求を受けたときは、速やかに概算払をするものとする。

（実績報告）

第１０条　交付決定者は、第５条の申請に係る取組が終了したときは、速やかに阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金実績報告書（第６号様式。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書

（２）　収支決算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付額確定通知書（第７号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還するよう命じることができる。

（１）　補助金を補助対象取組以外の用途に使用したとき。

（２）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

（３）　この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金返還命令通知書（第８号様式）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命じるものとする。この場合において、交付決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

経費	内容
謝礼	（１）　補助対象取組で使用するほ場の管理者に対する謝礼（地代、肥料、農薬、種苗費、燃料代等当該ほ場の管理に係る経費を含む。） （２）　補助対象取組に係る専門的知識の提供者に対する謝礼（（１）以外のもの）
消耗品費	事務消耗品、収穫祭等実施に係る材料代等（飲食等に係る経費及び事業以外に使用できるものを除く。）
農具・資材費	鎌、鍬、縄等の購入費
米購入代	収穫祭等に係る米購入代金
雑費	米の精米代、支払先への振込手数料等
その他	その他補助対象取組に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの

備考　次に掲げる経費は、補助金の交付の対象となる経費としない。

（１）　商品券、記念品、菓子折り、飲み物等の購入に要する経費

（２）　領収書等により、交付決定者が支払ったことを明確に確認することができない経費

（３）　補助対象取組に直接関係のない経費その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

阿賀野市長　様

申請者　所在地
団体名
代表者氏名
担当者
連絡先(電話)

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付申請書

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業について補助金　　円　を交付されるよう、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

１　関係書類
（１）事業計画書　　通
（２）収支予算書　　通
（３）その他　　通

２　概算払い　　□する　・　□しない

第２号様式（第７条関係）

第　　号

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付決定通知書

所在地
団体名
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のあった阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金の交付について、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第７条の規定により次のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

阿賀野市長

１　補助対象取組に要する経費及び交付決定額

区　　分	決定額
補助対象取組に要する経費	
交　付　決　定　額	

２　交付決定の内容

この補助金の対象となる取組の内容及びこれに要する経費の配分は、　　年　　月　　日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。

第３号様式（第８条関係）

年　　月　　日

阿賀野市長　様

申請者　団体名
代表者氏名
担当者
連絡先(電話)

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金変更申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定の通知があった阿賀野市農林漁業体験学習支援事業について、下記のとおり変更したいので、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり申請します。

１　変更内容

２　変更（中止）の理由

３　添付書類（変更の場合）

（１）変更後の事業計画書　　通

（２）変更後の収支予算書　　通

第４号様式（第８条関係）

第　　号

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金変更承認・不承認決定通知書

所在地
団体名
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のあった阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金変更申請書について、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第８条の規定により次のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

阿賀野市長

１　決定事項　　交付（内容の変更承認・不承認）・中止

２　変更内容

３　補助対象取組に要する経費及び交付決定額

区　　分	前回決定額	今回決定額
補助対象取組に要する経費		
交　付　決　定　額		

第５号様式（第９条関係）

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付請求書
（概算払・精算払）

金　　円也

年　　月　　日付け　　第　　号で額の交付決定通知があった阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

年　　月　　日

阿賀野市長　様

請求者　団体名
代表者氏名
担当者
連絡先(電話)

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	□普通　　□当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

第６号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

阿賀野市長　様

申請者　団体名
代表者氏名
担当者
連絡先(電話)

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定の通知があった阿賀野市農林漁業体験学習支援事業について、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

１　添付書類

（１）事業報告書　　通

（２）収支決算書　　通

（３）その他　　通

活動写真・領収書等

第７号様式（第１１条関係）

第　　号

団体名
代表者氏名　　様

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定をした阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金については、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

年　　月　　日

阿賀野市長

１　交付決定額　　円
２　交付確定額　　円

第８号様式（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

団体名
代表者氏名　　様

阿賀野市長

阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金返還命令通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定をした阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金に係る交付額について、阿賀野市農林漁業体験学習支援事業補助金交付要綱第１３条の規定により、返還を命じます。

１　交付決定額　　円
２　交付確定額　　円
３　返　還　額　　円